

VOC 簡易測定技術ワーキンググループ設置要綱（案） （平成 23 年度環境技術実証事業検討会）

1. 開催の目的

環境技術実証事業 VOC 簡易測定技術分野は、平成 20 年度に実証事業を進めることが確認され、平成 21、22 年度に実証試験が国負担体制で実施された。平成 23 年度から手数料負担体制に移行することを踏まえ、実証事業を円滑に進めると共に、より良い実施スキームを検討することを目的とし、VOC 簡易測定技術分野ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）を設置する。

2. 調査検討事項

- (1) 実証機関の選定
- (2) 実証試験結果報告書の検討
- (3) 平成 23 年度実証試験要領の検討
- (4) 技術ユーザー、ベンダーのニーズを踏まえた分野運営改善策の検討

3. 組織等

- (1) ワーキンググループは、検討員 10 名以内で構成する。
- (2) ワーキンググループに座長を置く。
- (3) 座長は、ワーキンググループを総理する。
- (4) 検討員は、VOC 簡易測定技術分野の実証試験に関連する学識経験者、有識者等から環境省の同意を得て公益社団法人 日本環境技術協会が委嘱する。
- (5) 検討員の委嘱期間は、公益社団法人 日本環境技術協会が委嘱した日から当該日の属する年度の末日までとする。
- (6) その他、必要に応じ環境技術実証事業に参画する者、利害関係者等をオブザーバー等として参加させることができることとする。

4. 審議内容等の公開等

本ワーキンググループは原則、公開で行うこととする。但し、公開することにより、公正かつ中立な検討に著しい支障を及ぼすおそれがある場合、特定な者に不当な利益もしくは不利益をもたらすおそれがある場合には、座長はワーキンググループを非公開にできるものとする。

5. 庶務

ワーキンググループの庶務は、環境省の同意を得て公益社団法人 日本環境技術協会において処理する。